

令和7年度福岡市一般会計補正予算案（第2号）

令和7年度福岡市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,235,856千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,115,399,419千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年9月3日提出

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
(19) 国 庫 支 出 金		223,054,890	530,407	223,585,297
	1 . 国 庫 負 担 金	185,132,109	112,756	185,244,865
	2 . 国 庫 補 助 金	37,449,590	417,651	37,867,241
(20) 県 支 出 金		55,505,077	31,000	55,536,077
	2 . 県 補 助 金	8,885,862	31,000	8,916,862
(24) 繰 越 金		100,000	764,818	864,818
	1 . 繰 越 金	100,000	764,818	864,818
(25) 諸 収 入		198,643,127	△ 914,369	197,728,758
	12. 雑 入	7,511,206	△ 914,369	6,596,837
(26) 市 債		54,517,333	824,000	55,341,333
	1 . 市 債	54,517,333	824,000	55,341,333
歳 入 合 計		1,114,163,563	1,235,856	1,115,399,419

歳 出

△印減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
(4) 保 健 福 祉 費		261,459,087	△ 683,975	260,775,112
	2. 保 健 衛 生 費	24,589,633	△ 767,193	23,822,440
	4. 障 が い 福 祉 費	70,332,897	83,218	70,416,115
(8) 土 木 費		48,398,996	478,558	48,877,554
	3. 河 川 水 路 費	3,355,208	478,558	3,833,766
(9) 都 市 計 画 費		50,234,455	702,959	50,937,414
	3. 街 路 橋 り ょ う 費	3,373,720	702,959	4,076,679
(12) 教 育 費		152,890,994	496,814	153,387,808
	2. 小 ・ 中 学 校 管 理 費	90,348,334	484,186	90,832,520
	5. 特 別 支 援 学 校 費	10,779,638	12,628	10,792,266
(13) 災 害 復 旧 費		5,000	241,500	246,500
	3. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	—	241,500	241,500
歳 出 合 計		1,114,163,563	1,235,856	1,115,399,419

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
			千円
(2) 総務費	1. 総務管理費	区役所庁舎等経費	495,142
(2) 総務費	1. 総務管理費	地域防災力の向上経費	274,699
(8) 土木費	3. 河川水路費	河川水路改良事業	1,250,529

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
防 災 無 線 の 更 新 整 備	令和8年度 及 び 令和9年度	千円 1,726,602	令和8年度 及 び 令和9年度	千円 2,057,249
福岡市博物館収蔵庫棟増築工事 及び南側広場整備工事	令和8年度	734,566	令和8年度	855,019
消防救急デジタル無線 更 新 整 備 (令 和 7 年 度 分)	—	—	令和8年度	616,000

第4表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設 災害復旧費	千円 128,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法により政府、銀行その他から借り入れる。 起債時期は令和7年度とする。 ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	% 9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元利金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。 ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

2. 変更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
河 川 水 路 改 良 費	千円 2,231,000	千円 2,642,000
街 路 橋 り ょ う 整 備 費	1,566,000	1,851,000